

文化審議会著作権分科会法制問題小委員会
技術的保護手段に関する中間まとめ(概要)

平成22年12月

1 問題の所在等

- ファイル共有ソフト（※）等により著作物の違法利用が常態化する一方、違法利用全体の捕捉、摘発が現実的に困難な中、著作物等の保護技術は、権利保護のため必要不可欠

（※ ユーザーは、インターネットに接続されたコンピュータにWinny等のファイル共有ソフトを導入することで、他のユーザーとファイル（違法な音楽データ、映画、テレビ番組、ゲームソフト等が多い）交換が可能。）

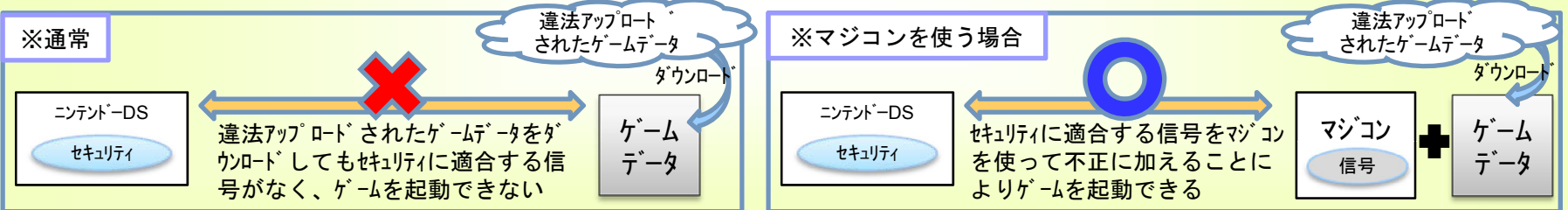
- 現行法では、保護技術のうち、著作物等に信号を付加する方式のコピーコントロール技術が対象

⇔ 著作物等を暗号化することによって、著作物等の視聴等を制限する保護技術については対象外

- マジコン（※）などの回避機器の氾濫により、コンテンツ業界に多大な被害

⇒ 違法ゲームソフト（ニンテンドーDS、PSP）については、2004～2009年の累計で国内被害額9,540億円との試算

⇒ Winnyによる被害実態では、ゲームソフトについては、ある日の6時間で約51億円相当（音楽ファイル等も含めると約100億円相当）の被害との試算



- 知的財産推進計画2010（平成22年5月知的財産戦略本部決定）

製品開発や研究開発の委縮を招かないよう適切な除外規定を整備しつつ、著作物を保護するアクセスコントロールの一定の回避行為に関する規制を導入するとともに、アクセスコントロール回避機器について、対象行為の拡大（製造及び回避サービスの提供）、対象機器の拡大（「のみ」要件の緩和）、刑事罰化及びこれらを踏まえた水際規制の導入によって規制を強化する。このため、法技術的観点から踏まえた具体的な制度改革案を2010年度中にまとめる。

- 模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）（平成22年10月大筋合意）

⇒ アクセスコントロールを含めた効果的な技術的手段の回避規制に言及

2 技術的保護手段の見直しに当たっての基本的考え方と保護技術の評価

【基本的考え方】

保護技術について「技術」のみに着目する現行法の考え方(例えば、暗号型の保護技術は、視聴等の支分権の対象外となる行為を制限する技術として技術的保護手段には該当しないと整理)を改め、ライセンス契約等の実態も含めて、当該技術が社会的にどのような機能を果たしているのかという観点から再評価すべき

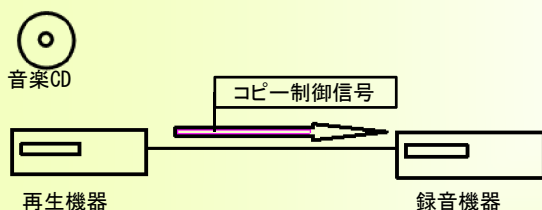
保護技術の評価	現行法の評価	上記の基本的考え方に基づく評価
SCMS等の非暗号型技術 (現行法において技術的保護手段の対象)	CC技術と評価 (技術的保護手段の対象)	CC機能を有するものと評価
CSS等の「暗号型」技術	AC技術と評価 ↓	AC機能とCC機能を併せ有するものと評価
ゲーム機・ゲームソフト用の保護技術	技術的保護手段の対象外	違法複製等(違法アップロード)の抑止を目的とするCC機能を有するものと評価

技術的保護手段の対象とすべき

(※ AC「機能」のみを有する保護技術については、新しい評価によっても対象外)

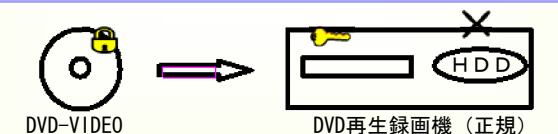
- 『CC (コピーコントロール)』 : 複製等の支分権の対象となる行為を技術的に制限すること
- 『AC (アクセスコントロール)』 : 著作物等の視聴等といった支分権の対象外の行為を技術的に制限すること

非暗号型技術 (SCMS)

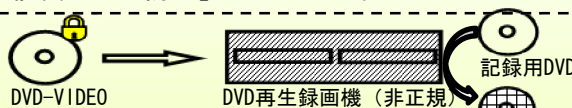


※音楽CDなどに用いられ、伝送する暗号化されていないコンテンツ(デジタル音声信号)に、コンテンツのコピーを制御する信号を付加し、記録機器が当該制御信号に反応して、当該コピー制御信号の範囲を超えた複製が物理的に「防止」されている。

「暗号型」技術 (CSS)

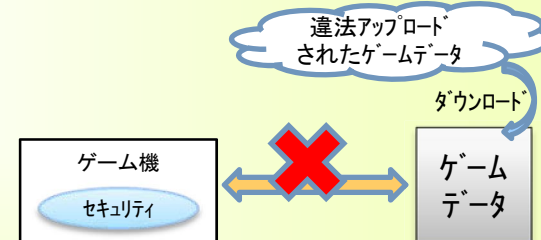


※DVDなどでは、CSSの施された暗号化コンテンツの正規機器内での物理的な複製(HDDへの複製)が「防止」されている。



※CSSの施された暗号化コンテンツを複製しても、暗号の復号に必要な鍵情報は複製できず、当該複製物では視聴できない点において意味のない複製であり、複製が「抑止」されている。

ゲーム機・ゲームソフト用の保護技術



※違法アップロードされたゲームデータをダウンロードしても、セキュリティに適合する信号までは複製されず、ゲームを起動できない、意味の無い不完全な複製という点により、当該複製を「抑止」している。

3 定義規定等の見直し

【現行法】

【現行著作権法上の技術的保護手段の定義】

- 電磁的方法により、著作権等を侵害する行為の防止又は抑止する手段
- 機器が反応する信号を著作物等とともに記録・送信する方式

【技術的保護手段の回避の定義】

- 信号の除去又は改変



【報告書】

新たに技術的保護手段の対象となる保護技術の実態や新しい評価を踏まえた規定の見直しが必要

4 技術的保護手段の見直しに伴う回避規制の在り方

【現行法】

(1) 回避機器規制

- 技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とする装置・プログラムの
 - ・ 公衆への譲渡・貸与
 - ・ 公衆譲渡等目的の製造・輸入・所持
 - ・ 公衆供与、公衆送信、送信可能化を規制



【報告書】

現行法と同様の規制が適当

(2) 回避行為規制

- 技術的保護手段の回避により可能となった複製を、私的使用のための複製の権利制限から除外
- 業として公衆からの求めに応じて行う回避行為を規制



現行法と同様の規制が適当

※ 暗号化の解除であっても、アクセスコントロール「機能」を回避して視聴する行為については、視聴行為が著作権法の支分権の対象外であることから、規制の対象外とすることが適当。